

## 1. ねらい

安全管理の視点や安全計画の立案について理解するとともに、救命救急法の基礎技術を習得する。

## 2. 内容

- ・体験活動における安全管理の基本的な考え方を理解する。
- ・活動前と活動中の安全管理及び事故への対応と方法を理解する
- ・救命救急法の実習を行う。

## 3. 内容の補足（◎は必ず取り扱って欲しい事項）

### ◎安全管理の基礎知識

（危険予知、下見、フィールドマナー（環境保全）、自分の身の安全は自分で守る、活動実施の判断 等）

### ◎指導者の役割と義務

### ◎学校や利用施設を含めた緊急連絡体制の確立

- ・自然体験活動中の応急手当
- ・体のケガだけでなく、心のケア（心理的に不安定な状態）にも注意を払う。
- ・関係機関との事前情報の共有・当日の役割分担を明確にする。
- ・保険の種類と適応について（学校、施設、指導員がかけている保険内容の確認）
- ・事故が起きた場合の責任について
- ・事前に活動場所特有のリスクを把握する。
- ・ケガの起きやすい状況や時間帯について（例：キャンプ中のケガは、「自由時間」に多い。  
／「小中学生のキャンプ中のけが・病気の発生状況に関する研究／平成11年3月」国立青少年教育振興機構より）

### ◎学校や利用施設を含めた緊急連絡体制の確立

## 4. 参考資料

### （1）平成20年度講習会の講師資料

資料はありませんが、以下に2団体の展開例を紹介します。

#### 【参考】

- 日本キャンプ協会では、実際のキャンプ実習の様子をビデオに撮り、それを見てどこが危ないか考える展開をしています。
- ホールアース自然学校では、実際の学校団体の自然体験の様子をビデオで見て、どこが危ないか考える展開をしています。

## (2) その他の資料

- ① 日本キャンプ協会「自然体験活動におけるリスクマネジメント  
ー指導者の責任と義務を中心にー」 P74
- ② 「緊急連絡体制」 P77
- ③ 日本キャンプ協会発行  
『安全なキャンプのために PART 4 ～危険を学ぶ～』  
" PART 7 ～事故事例に学ぶ～  
" PART 8 ～楽しく学ぶキャンプの安全～  
" PART 9 ～役に立つファーストエイド～  
➤ 入手方法：日本キャンプ協会のホームページ <http://www.camping.or.jp/>  
ダウンロードセンターよりダウンロード可能
- ④ 『自然体験活動指導者安全管理ハンドブック』  
発行：CONE 地域子ども教室推進事業運営協議会  
➤ 入手方法：CONE（コーン）のホームページ <http://www.cone.ne.jp/>  
よりダウンロード可能

## （２）その他の資料

### ①日本キャンプ協会「自然体験活動におけるリスクマネジメント －指導者の責任と義務を中心に－」

#### 事故・トラブル時の組織の責任の所在

事故があつて賠償問題に発展したときには、主催者側は以下の４つの責任を問われる。

- ①刑事上の責任（懲役，禁固，罰金）
- ②民事上の責任（賠償責任，慰謝料責任）
- ③行政上の責任（行政処分，建物，施設の使用責任）
- ④道義上の責任

事故を発生させると主催者はイメージが悪くなり、事業の自粛や、民間事業者の場合、最終的には廃業に追い込まれる。保険が適用されるのは、民事上の責任、道義上の責任の一部、つまり、お金の解決だけである。

他の２つは主催者の責任になり、参加者・自分・組織を守るためには体系だった安全対策が必要である。

また、被害者側に指導者の注意を無視するなど過失がある場合は、その責任の割合において主催者側の責任が相殺される。さらに、未成年者であっても、社会生活と同様に危険を認識し、それを避ける一定の判断力を有しているとみなされる場合がある。保護者も同様に野外活動自体にある程度の危険が伴うことを認識して、子どもを活動に参加させたと判断される場合もある。このような参加者の自己責任も認識した上で安全対策を講ずる必要がある。

#### （１）組織の責任の取り方

キャンプで死亡事故や大ケガが発生した場合、事故の原因が主催者側にあれば組織としての責任が生じる。

##### ①主催者の責任

刑事責任（懲役などの処罰）と民事的責任（賠償）がある。また、国公立学校の教職員の過失の場合、懲戒処分、関連法規の脱法行為による行政罰など行政上の責任、道義上の責任が生じる。

##### ○刑事責任

違法な行為により社会秩序を乱した場合、公的な制裁が刑法の業務上過失致死傷罪（２１１条）や過失傷害罪（２０９条）、過失致死罪（２１０条）などの刑罰により課される。職業として自然体験事業を実施しているプロや反復的・継続的に事業を実施していることが明らかな場合は業務上過失致死傷となり、過失傷害や過失致死より重い刑罰が課せられる。しかし、民事裁判に比較して、刑務所に送致される可能性のある刑事裁判は、厳密に「過失」を認定する場合が多く、民事とは別の判決が出ることもある。

##### ○民事責任

民事責任は被害者の救済、損害の公平な分担、つまり損害賠償の責任といえる。したがって「過失」割合の判断が被害者側に傾く場合が多い。賠償責任は、契約責任と不法

行為責任に分けられる。

## ②契約責任

契約責任は、キャンプに子どもが参加した場合、安全に行うという文言が申し込み条件に無い場合でも、安全に運営するとの約束で保護者と役務の提供契約を行ったことになり、主催者側のミスで子どもがケガをすれば、契約違反となり、契約責任から損害賠償を求められる。なお、契約書に、「主催者は事故の責任は一切負わない」などを「免責事項」に入れることは、民法における公序良俗違反と消費者契約法第8条「事業者の損害賠償の責任を免除する条項の無効」により無効である。

## ③不法行為責任

自然体験活動の事故において最も問題となるのは、民法709条不法行為責任の有無である。不法行為責任の成立要件は、a. 故意または過失による行為で損害が生じた。b. 加害行為が法律上認められない違法性がある。c. 加害者（主催者）に責任能力がある。d. 損害と加害行為に因果関係があることの4点である。

### ・過失責任とは

訴訟において最も重要な争点は「過失」の有無である。主催者・指導者は、キャンプの運営に当たって、安全を確保する注意義務がある。したがって、過失が認定される場合、注意義務は、事故発生の可能性である危険を予測・予知する危険予見義務と、危険な状況下において事故発生を回避する危険回避義務の2点において、主催者・指導者が適切な対応を行わず事故が発生した不法行為責任として法的責任が追及される。

### ・危険予見義務

危険予見義務は、①キャンプ場（施設）、プログラムに含まれる登山コース、川遊び、海水浴などの事前踏査、現地調査を行い、過去の事件事例調査を含めて危険箇所を把握する。②台風、大雨、雷、大雪など直前の天候などの外的状況を常に把握する。③食材の選択・確保・保管、調理など食中毒の可能性やアレルギーに配慮する。④スタッフを含めキャンプ参加者全員の日々の健康状態の変化や特異な行動を把握する。⑤これらの情報の処理は、危険度を的確に判断できる指導者・責任者が行うことが、重要な要素である。

### ・危険回避義務

危険回避義務は、①プログラムを安全に進めるため、危険な場所や活動場所の範囲、調理やクラフト開始前に刃物など器具の安全な取り扱いなどについて、参加者全員に確実に説明し注意を喚起する。②登山コースは指導者に先導させ、川遊びは監視員を配置するなど事故発生が予測される箇所に安全教育を行った指導者を確保すること。③荒天や道路の崩壊など下見の際に無かった危険な因子や目の危険を回避するため、プログラムの変更・中止などの行動を適切に行い、参加者を安全地帯に誘導すること。④緊急連絡体制を作り、事故が発生した際、救援・救助を迅速に行い、二次災害を防ぐこと。⑤人身事故が発生した場合、応急手当、医療機関への搬送など行い、生命の確保に万全

を尽くし、放置による傷等の悪化を防ぐことなどが重要な要素である。

### ○行政上の責任

建物、施設の使用責任、使用備品の安全管理、食品の安全管理など、関連法規を遵守することが義務付けられている。したがって、事故発生により、法令を遵守していないことが明確になれば行政罰が課される。

なお、国公立学校の教職員及び公立青年の家、少年自然の家、生涯学習関係行政職など公務員の過失の場合は、国家公務員法第28条、地方公務員法第29条により、免職、停職、減給、訓告などの懲戒処分や、国家公務員法第29条、地方公務員法第28条による休職処分が課せられる。

また、独立行政法人である国立大学、国立青少年施設などの職員は各法人が定めた就業規則によって、免職、停職、減給、訓告などの懲戒処分や休職処分が課せられる。

### ○道義上の責任

不幸にも事故が起き、参加者の生命・身体、財産に損害が生じた場合、事業主催者やキャンプ場などの施設管理者は、法律上の責任だけでなく道義上の責任を負うことがある。「法律は道徳の最低限」という格言がある。つまり、「法律とは、世間一般の道徳のうち、最低限守らなければならないと国家が決めた規範」といえる。しかし、主催者（加害者）と参加者（被害者）の事実認識や見解の相違により、法律上に責任の所在が決定されるまで多くの時間が必要となり、医療費や生活費など被害者の救済が遅れる場合がある。

## (2) リスクに強い組織

リスクに耐性を持つ組織を作るには、常に安全管理・危機管理の視点から組織をチェックし、体系だった予防策を講じること。さらにスタッフが蓄積した知識・経験をマニュアルとして整備するとともに、トレーニングによって組織全体の共通認識化を図ること。予防策自体の有効性を常に検証しリニューアルを行うことが望まれる。

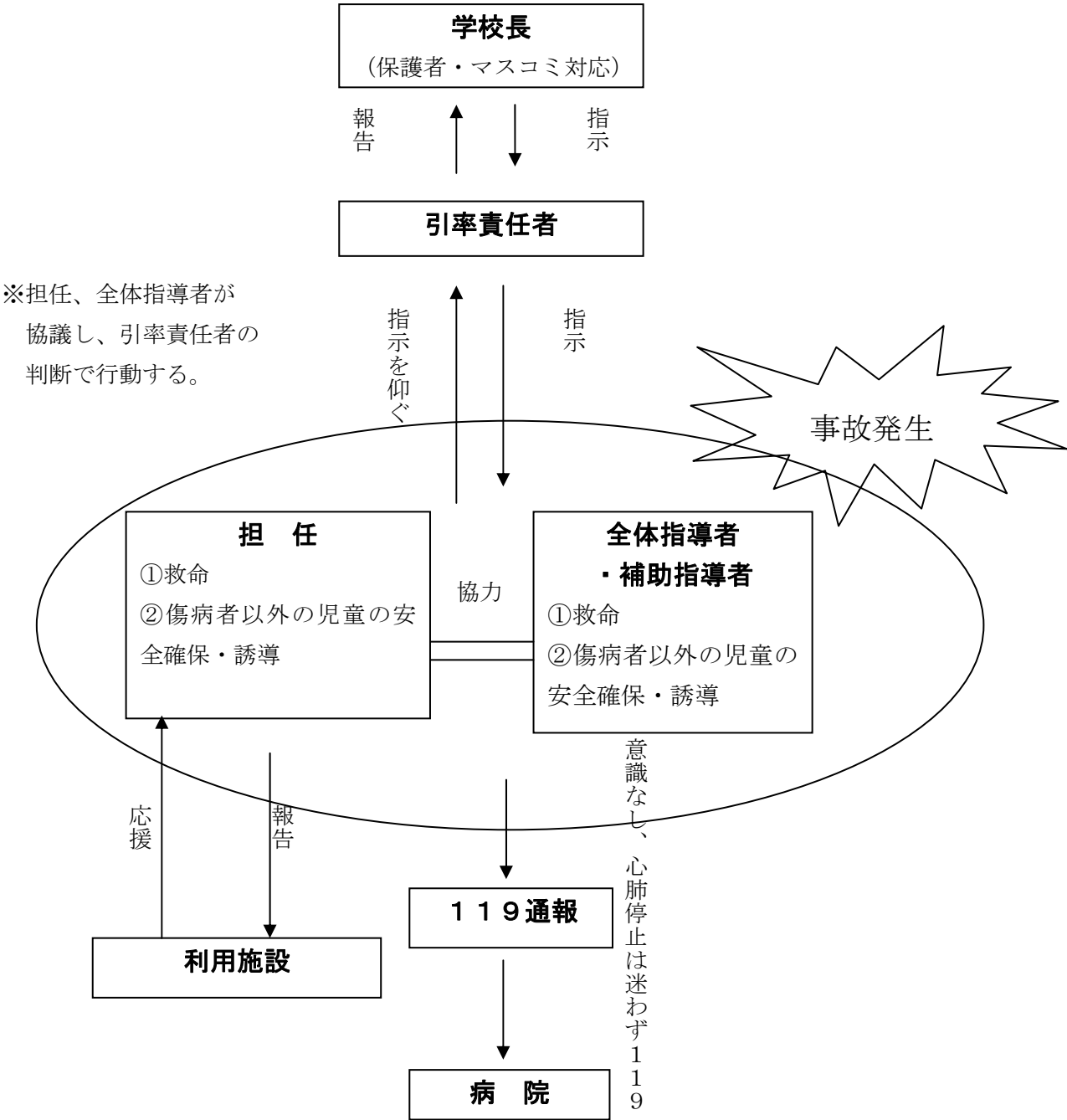
そして、不幸にも事故が発生した場合、指導者・ディレクター自らが陣頭指揮を行い事故に対処するとともに、事故の教訓を抽出し、組織の危機管理体制を再構築し、組織の教訓として周知徹底を図ることが事故の再発を防ぐ最も有効な手段となる。

キャンプにおけるリスクマネジメントとは、「自然体験活動中の事故を予防・回避する能力」と「発生した事故に対処する能力」を組織的に高めるよう危機管理の視点から整理したものである。自然体験活動指導者は、安全管理者・リスクマネージャーとしてスタッフ、プログラム、活動のフィールド・自然環境、参加者、施設、備品などをコンプライアンス（法令遵守）によって管理する必要がある。

社団法人日本キャンプ協会 指導者養成委員会  
『キャンプディレクター必携-』  
(P97～P99) より一部抜粋、加筆

②緊急連絡体制

- \* 全体指導者・補助指導者の位置づけは、あくまで担任の管理下で授業を行うという位置づけですが、緊急時の場合は、傷病者の救命を第一に考え、担任と協力し対応することが求められます。
- \* 施設利用の場合は、施設への報告・応援要請を必ず行いましょう。地域によっては、救急車を呼ぶより、病院まで車で搬送したほうが早い場合もあります。また、施設の人に救急隊員の誘導などをお願いすることも可能です。



※担任、全体指導者が協議し、引率責任者の判断で行動する。